

# 県民の生活環境の保全等に関する条例 (化学物質の自主管理の促進)

- ① 特定化学物質（第一種指定化学物質と同じ）の取扱量届出  
(基本数量)
- ② 特定化学物質等管理書の提出  
(管理の徹底)
- ③ 事故時の措置・届出  
(事故対応)